

長野県河川流域協議会運営要領

（趣旨）

第1 この要領は、長野県河川流域協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により必要な事項を定めるものとする。

（会員の募集範囲）

第2 要綱第4条に定める会員の募集範囲は、当該河川流域に係る市町村（以下関係市町村という。）内の次に掲げる者とする。

- （1）居住する者
- （2）財産を有する者
- （3）通勤・通学している者

（会員の登録）

第3 応募者全員を会員として登録する。

（会員の募集方法）

第4 会員の募集は、別紙様式「長野県（各河川名記載）流域協議会会員申込書」による。

（会員の報酬等）

第5 会員の報酬は、無報酬とする。旅費は支給しないものとする。

（関係行政機関の職員）

第6 要綱第4条に定める関係行政機関の職員は、当該河川流域を管轄する地方事務所長、保健所長、建設事務所長及び関係市町村長等をもって充てる。

（アドバイザーの報酬等）

第7 要綱第4条2項に定めるアドバイザーの報酬及び旅費は、県の審議会委員の報酬及び旅費に準じて支給する。

（事務局の業務）

第8 要綱第8条に定める事務局の業務は次のとおりとする。

- （1）会員の募集
- （2）協議会の運営補助（開催通知、会場準備等）
- （3）協議会で必要な資料のとりまとめ
- （4）会議録の作成
- （5）アドバイザーの手配
- （6）その他協議会で必要とされた事項

（現地機関の連携）

第9 要綱第1条に掲げる目的を実現するため、関係各現地機関は、相互に連携して、協議会の運営をサポートする。

（協議会会則）

第10 協議会は、その運営を円滑に行うため、協議会会則を定めるものとする。

附則

この要領は、平成15年4月24日から施行する。